

# 芦屋市の子育て支援サービス

申し込み&問い合わせ  
子ども家庭総合支援課 ☎31-0643/FAX31-0647

## 育児支援家庭訪問事業 子育てヘルプ

養育者の負担を軽減し、自立と安定した子どもの養育が行えるようヘルパーを派遣し、家事・育児の援助を行い支援します。



■対象 芦屋市に住民票のある方で、親族等からの援助が期待できず、他の子育て支援サービスの利用だけでは養育が困難であり、次のいずれかにあてはまる家庭

【産前ヘルパー】産前のひどいつわりや切迫早産などのため安静が必要で、家事が困難な家庭

【産後ヘルパー】出産前後で母体が回復するまでの期間(生後4カ月まで)で、親族からの援助を受けることが難しい家庭

【育児支援ヘルパー】0～18歳の子どもがいる世帯で、養育者が育児ストレス・産後うつ・育児ノイローゼ等によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭(状況に応じて決定。最大で決定日～1年以内)

### ■支援内容

- ▶家事支援 掃除・部屋の片づけ・洗濯、取り込み・買い物・ゴミ出し・調理、下ごしらえ、配膳、片付け等
- ▶育児支援 産前産後の育児のお手伝い、お世話、授乳準備および片付け、おむつ交換、沐浴介助等・家庭内での子どもの見守り、託児・幼稚園・保育園等への送迎

## サービスを利用して楽しく子育てを

ハートフル訪問事業 山口智佳子



普段は高齢者や障がいをお持ちの方を対象に家事や身の回りのお世話を行うホームヘルプを行っていますが、子育て支援からの依頼があれば子育て世帯へも伺います。サービスを利用する回数が限られる中で、ご家族からの要望を聞き取り、それに沿ったサービスを行えるよう工夫をしています。依頼内容は調理が多く、小さなお子様がいる中で、火を使ったり包丁を使うことが大変なのかなと感じています。日々忙しい中で頑張っている家族がサービスを使うことはハードルが高いと思いますが、困っていることを発信することで、次のサービスにつながるかもしれません。まずは一度サービスを利用させていただきたいです。

- 利用時間 月～金曜日(12月29日～1月3日・土日祝日除く)午前8時～午後6時/1日2回(1回2時間)まで
- 上限回数 最大15回まで(産後ヘルパーにおける多胎児家庭は30回まで)  
※回数や日時は訪問を行うための支援計画で決定します
- 利用料金 所得に応じて決まります(0円～950円/1時間)



詳細は、こちらをご確認ください

## 子育て家庭ショートステイ

家族の入院・事故、その他やむを得ない事由で満18歳までのお子さんの養育が一時的に困難になった場合、芦屋市が指定している児童福祉施設や里親宅で、お子さんのお世話をします。



### どんなときに利用できるの？

- 保護者が病気になって誰もお子さんのお世話ができないとき
- 母親が出産で誰もお子さんのお世話ができないとき
- 病気の方の看護のため、誰もお子さんのお世話ができないとき
- 冠婚葬祭・出張および学校等の行事のため、お子さんのお世話ができないとき
- 育児疲れのため、一時的な休息が必要となったとき

### どれくらい預かってもらえるの？

原則として連続7日(年間48日)以内です。  
※市長がやむを得ない事情があると認めた事例には、必要最小限の範囲で延長が認められる場合があります。  
お子さんの施設までの送迎は保護者が行ってください。

### 【利用料金】

所得状況	利用者負担(1日につき)	
	2歳未満児 慢性疾患児	2歳以上児
生活保護法による被保護世帯	0円	0円
前年度市町村民税非課税世帯	1,100円	1,000円
その他の世帯	5,350円	2,750円

※世帯の課税状況で利用者負担は異なります  
※母子家庭・父子家庭・養育者家庭には減免制度があります



施設一覧等は  
こちらから  
ご確認ください

## 子育てのSOS ひとりで悩まずいつでも相談を

西宮子ども家庭センター 森田佳子



虐待は英語でabuse(乱用)といいます。親権を正しく使えていないという意味です。保護者は「しつけ」のつもりでも、手を上げてしまったり、子どもを精神的に追い詰めてしまうことは虐待になっています。このような行き過ぎた体罰や虐待は、どの家庭でも起こりうることです。保護者は感情をコントロールして冷静に子どもと向き合い、出来たことがあれば、ほめてあげるなどお互いの感情の切り替えがとても重要です。また普段から相談できる友達や親族などとのコミュニケーション作りも大切です。孤立しない・させない関係をもっておくことで虐待にいたるリスクは下がります。

芦屋市・西宮市を管轄する西宮子ども家庭センター(児童相談所)では、専門的な知識を必要とする18歳未満の子どもの問題について相談に応じ、各機関と連携して必要な援助を行っています。子どもの問題行動や発達障害に関すること、虐待の対応など児童福祉司や児童心理司などの

専門スタッフが支援します。一人では解決が難しい場合でも、相談機関の支援で解決の糸口が見つかるかもしれません。悩んだとき困ったときは、ぜひ身近な相談機関に相談していただければと思います。

### 西宮子ども家庭センター

☎0798-71-4670/FAX0798-74-2538(西宮市青木町3-23)  
児童虐待防止24時間ホットライン☎0798-74-9119



## 芦屋市の子育て相談窓口

●子ども家庭総合支援課  
☎31-0643

(平日午前9時～午後5時30分)

### 上記以外の時間

☎0798-45-5535

(上記以外の日時・夜間・休日電話相談)

虐待かも…と思ったら

児童相談所  
全国共通  
ダイヤル

いち はや く

☎189

お近くの児童相談所につながります。  
通告・相談は匿名で行うことができ内容に関する秘密は守られます。